

## 《平成 28 年度第 1 回帯広市情報審査会 議事概要》

- 1 日 時 平成 28 年 9 月 28 日 (水) 10:30~11:15
- 2 場 所 帯広市役所 10 階 第 2 会議室
- 3 出席者 ■情報審査会
  - ・千々和会長 ・三井委員 ・岩倉委員 ・下野委員
  - 情報審査会事務局 (総務部行政推進室)
    - ・米沢市長 ・山崎総務部長 ・中野行政推進室長
    - ・廣瀬法制行政担当企画監 ・桃井主幹 ・中橋副主幹 ・持田主任補
    - ・松平主任補
- 4 傍聴人等 ・報道関係者 1 名

### 《議事概要》

#### 1 委嘱状交付

※委員改選によるもの

#### 2 市長挨拶

#### 3 会長選出

※千々和委員が仮議長を務め、委員による互選の結果、千々和委員を会長とすることと決定

#### 4 会長挨拶

#### 5 会長職務代理者の指名

※千々和会長が、岡崎委員を会長職務代理者に指名

#### 6 平成 27 年度情報公開制度・個人情報保護制度利用状況について

【事務局】 平成 27 年度情報公開・個人情報保護制度利用状況について報告

##### ①平成 27 年度利用件数報告

##### <情報公開制度>

- ・開示請求件数 35 件 (うち取下げ 4 件)
- ・請求に対する決定の内訳 全部開示 7 件、一部開示 22 件、非開示 2 件 (うち不存在 1 件 存否応答拒否 1 件)
- ・実施機関別内訳 市長 26 件 教育委員会 4 件 公平委員会 3 件  
公営企業管理者 2 件

##### <個人情報保護制度>

- ・開示請求件数 11 件
- ・請求に対する決定の内訳 全部開示 2 件、一部開示 7 件、非開示 2 件 (うち不存在 2 件)

- ・実施機関別内訳 市長 8 件 消防長 3 件
- ・不服申立て件数 0 件

## ②過年度状況との比較

### <情報公開制度>

- ・昨年度は、過去 10 年間で最も少ない請求件数
- ・請求者数はほぼ 20 人台で推移、昨年は 21 名
- ・昨年度は一人当たりの請求件数が少なかったと考えられる
- ・開示率は不存在を除いて 90%台で推移
- ・決定に要した期間は 9 日台で推移

### <個人情報保護制度>

- ・H26 は 18 件と多いが、H27 は 11 件と例年並み
- ・開示率は不存在を除いて 100%が続いている

## ③平成 28 年度利用状況報告

平成 28 年 9 月 15 日現在

### <情報公開制度>

- ・公文書開示請求件数が 11 件
- 昨年同時期と比較して 11 件の減

### <個人情報保護制度>

- ・個人情報開示請求件数が 6 件
- 前年度同時期と比較して 1 件の増

【会長】 数字については了解した。実際に公文書開示請求や個人情報の開示請求を受理した際に請求文書の特定はどのように行っているのか。

【事務局】 窓口で請求書を受理する際に、文書保有課の担当者とともに、請求者に確認しながら開示請求書の記入を求める等して文書の特定を行っている。

【会長】 開示請求書を受理した後の流れはどうなっているのか。

【事務局】 文書保有課で開示文書を用意し、行政推進室でも内容を確認した後に、文書保有課の職員と行政推進室の職員の 2 名が同席して請求者への文書開示を実施している。

【会長】 請求書提出時に開示文書の保有課に疑義があるときは、どのように対応しているのか。

【事務局】 郵送での請求などですぐに文書保有課が特定できない場合には、行政推進室で庁内の全ての部署に対象文書の保有の有無について照会を行い、漏れがないように対応している。また、庁内への照会時には、請求対象内容のみの情報を全課に照

会し、請求者の情報は行政推進室と文書保有課でしか分からないように配慮している。

【会長】 実際にはどのような方法で庁内の部署に照会を行っているのか。

【事務局】 庁内のイントラネットを活用している。

【会長】 開示内容の決定に要する期間は、資料に記載されている過去の平均日数では10日前後のようだが、実感として妥当な期間であると感じるか。

【事務局】 文書保有課と行政推進室に所属する職員で確認しており、多くの職員の間を回るので、10日程度を要するケースが多く、妥当な期間であると感じている。

【会長】 実際に開示決定まで時間がかかり過ぎているという苦情はあるか。

【事務局】 開示請求受付時に、15日以内の開示になるということを説明しているため、今年度に関しては、そういった苦情はない。

【委員】 実際に開示請求の処理をするに当たって、請求者の目的について把握しているのか。また、請求者の目的を考慮して、開示内容を決定しているのか。

【事務局】 本市の条例上、情報開示請求時に目的の記入は必須ではないが、適正に文書の特定をするため、開示請求書の様式に請求の目的を記入する欄を設け、出来る限り把握するように努めている。ただ、あくまでも開示請求の目的は参考として把握しているに過ぎず、請求の目的に応じて開示内容を決定しているわけではない。市政の透明性を確保するという意味でも、目的にかかわらず、本市の条例で定められている非開示情報以外は、開示を行うこととしている。

【委員】 了解した。ただ、目的によっては対応や応接の仕方を考えていかなければならない場面もあるのではないかと思う。

【会長】 必須項目ではなくとも、請求者の悪意があるのか等ではなく、請求者の文書を特定する上では有用な情報だと思う。

以 上